

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第59号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

本市国民健康保険事業について、被保険者としなない者に、養育者の住居で要保護児童を養育する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童で扶養義務者のないものを加えるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり介護納付金賦課額の上限を改定することとしました。

介護納付金賦課額の上限額

改正前	改正後
90,000円	100,000円

この条例は、平成21年4月1日から施行し、介護納付金賦課額の上限の改定については、平成21年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第59号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「又は」の右に「小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは」を加える。

第14条の9ただし書中「90,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第14条の9の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)